

# 商品の目減り、品質低下と 保管費用

白 柳 夏 男

は し が き

商品は流通過程にある間に、いろいろな原因によって目減りしたり、品質低下を起こしたりする。これを最少限度にいとめるために投下されるのが保管労働であって、他のすべての労働と同様、過去の労働の成果である労働手段と生きた労働とによって行なわれる。

保管労働は価値・剰余価値を生産する。この点については、異論をとなえる人は誰もいない。ただ、どういう形で価値・剰余価値を生産するかについては、大別して二つの考え方がある。

一つは、保管労働も商品の使用価値を対象とする労働であって、そのさい使用価値は高められも増されもせず減少を制限されるにすぎないとはいえ、さもなければ失なわれる筈の使用価値、したがって価値を保存するのだから、保管対象となる商品に直接価値・剰余価値をつけ加えるという見解である。もう一つは、保管労働が積極的に新しい有用な「もの」を、使用価値をつくり出さないう点を強調する。ではどうして価値・剰余価値を生産できるかという点、それは保管という有用効果を、そういう無形の生産物を、もし無形の生産物をサービスと呼ぶとすればサービスを生産するからだという。このあとの考え方からすると、商品の価格はその本来の価値をあらわす部分と、生産と同時に消費された保管サービスの価値をあらわす部分の二つ——保管をこのように解すれば輸送もまた当然そうなるであろうから、さらに多くの——から成り立っており、いく種類かの請求書、領収書で取引すべきものを、便宜上一本にま

とめていると説明することになる。

従来の保管に関する論議は、ほとんどこの二つの考え方のどちらが正しいかをめぐって行なわれてきた。端的に言って私自身は前の方の解釈をとることにしているが、いまここでその理由を詳細に述べるいとまはない。それに、ここでの関心は保管労働を投下してもなお避け得ない目減りや品質低下によって、商品の価値はどういう影響をうけるかということにある。保管労働が無形生産物の生産か否かということに力点を置きすぎたため、従来これは全くといってよいほど問題とされることがなかった。しかし、ただ保管労働だけを切り離して取り上げるのではなく、目減りや品質低下も考慮に入れて総合的に見ないと、保管の結果はたして商品の価値・価格は高くなるのか低くなるのか判断することはできないであろう。そういう判断ができてはじめて、理論のための理論ではなく、現実の物価問題などとも関連を持つことができる。

## 1. 目減り、品質低下の種々相

はじめに、目減りや品質低下が、実際にどのくらい発生しているかを見ておくことにしよう。しかし、全商品について計算すればおそらく莫大な金額にのぼる筈のこの問題について、未だかつて統一的な調査が行なわれたことは一度もない。調査技術上の困難ということもあろうが、目減り、品質低下に関する経済理論上の位置づけが行なわれていなかったことが大きな原因であると思う。とにかくそういう現状だから、いまの段階では断片的な資料を収集し、それによっておぼろげにでも輪廓を画いてみるほか途は残されていない。

以下では、自然的・技術的原因、社会的原因、偶然の事故にわけて、まず目減りから見て行くことにしよう。

### (1) 自然的・技術的原因

#### a. 目 減 り

これにもいろいろなケースがある。農産物は水分の蒸発によって重量が減少

する。したがって重量単位で取引しようとするれば、商品の数に変化がなくてもやはり目減りしたことになる。かつては、この関係を逆用した詐欺行為が横行した。米屋が家庭へ米を持ちこむ前にわざと湿気を添えたのがそれであり、石炭商の間ではかますに詰める前に石炭に水を掛け、50キロ入りのところ正味45キロしか入れないのが常識とされていた。酒など、商品が液体である場合は、「水まし」という名でよく知られている。石油のような揮発性の物質は、単に重量が減少するだけではなく、それ自体が蒸発し消滅する。

農産物、水産物には虫害、鼠害による目減りがあり、腐敗のため廃棄されるものが非常に多額にのぼる。かつて科学技術庁は、「流通過程および家庭における推定廃棄分<sup>(1)</sup>」を、野菜23品目について約17%（輸送中約3%、小売店、家庭約14%）、果実では37%と推計し、このほか畠など生産地における廃棄分を計算に入れば意外に大きな額に達するものとした。しかし、実際にはこの推計よりもっと大きいのではないかと思われるふしがある。大阪商工会議所の調査<sup>(2)</sup>によると、卸売業者の仕入額に対する商品廃棄率は、玉葱2.0%、白菜18.0%、きゅうり18.0%、鶏卵1.0%となっており、また全国農業協同組合中央会の調査<sup>(3)</sup>では、野菜のロス率（販売店が日頃商売の上で見込むロス率で、実際のそれとはやや意味が違い）を、一般小売店13.4%、スーパー12.7%、果実は一般小売店12.5%、スーパー9.6%としている。このロスの中には廃棄処分以外の分も含まれてはいるが、卸売業者に関する大阪商工会議所調査と合わせて考えると、家庭などの分を除いても科学技術庁の推計を超過しそうに思える。もちろん二つの調査の持つ統計上の難点とか、いろいろ差引かなければならない点があって、正確なことは分らないが、廃棄処分による目減りが非常に大きいということとは否定できない。

なお、農協の調査にあるロス防止法についての統計は、あとで保管費用を考える場合の参考になるのでつぎに引用しておこう。

以上のような、蒸発とか腐敗による目減りは特定の商品に限られている。もっと一般的に起こるのは、輸送、荷役、倉庫での保管過程で生ずる落ちこぼ

れ、残留である。

電力はこの種の目減りが少ないと思う人があるかも知れないが、かなり多い部類に属しており、9電力平均の総合損失率は昭和48年で9.5%、10余年前の26年には26.4%にも達していた<sup>(4)</sup>。電圧を高くし、電線を太くして抵抗を少なくしたのが目減り減少の原因であるという。ガス洩れはときどき惨害を招くのでよく知られている。電力と違って企業数が多く、また地域によって差が大きいのははっきりしたことはつかめない。ガスを溶接するようになって目減りは大いに少なくなったが、それでも平均して3%位に上るのではないかというのが通産省担当官の話である。水道の目減りもガス同様地域差が大きい。東京都は老朽施設が比較的多いこと、「過密状態になっている道路のなかで、車の荷重や振動・地盤沈下・いろいろな工事等の影響を絶えず受ける<sup>(5)</sup>」ため、漏水率は35年度で22%、その後次第に低下して48年度で17%である。現在、漏水防止のためだけに約700名が従事し、年間84億円もの費用を使っている。

第1表 野菜・果実のロス防止法別店舗数

(重複回答、%)

区 分	野 菜		果 実	
	小売店 (708店)	スーパー (154店)	小売店 (824店)	スーパー (152店)
冷凍・冷蔵庫の設備充実	22.9	46.8	20.0	39.5
仕入量の調整	66.4	63.0	68.0	58.6
ブリパック野菜の仕入	2.7	7.1	1.1	3.9
自店でのブリパック	15.4	40.9	11.5	32.9
売れ残りそうなものの安売り	58.3	66.2	58.6	69.1
そ の 他	4.9	1.9	6.3	2.6

(注) 全国農業協同組合中央会「生鮮食料品に関する販売店調査報告書」

かつて米は俵に詰めて輸送された。すでに述べた水分蒸発のほか、これではどうしても若干の落ちこぼれが出るのは避けられない。封建時代に込米（こ

みまい) といったのは、年貢米を俵に詰めるとき1俵に1升位ずつ余分に入れた米のことである。蔵庭で検査するさいには、最後の1升は溢れるほど山盛りでなければならず、さもないと1合欠けとされた。1俵4斗として1升は2.5%に当る。封建時代には米の俵装が領主によってやかましく取り締まられていたが、明治6年地租が金納となって以後これが大いに弛緩し、岡山県のある駅では1年間に50~60俵分の落ちこぼれが出たという<sup>(6)</sup>。この駅の移出総額が分からないからパーセントをはじくことはできないが、絶対額では25人が1年間食べて行けるほどの大きさである。

さいきんは米の包装が大きく変わった。38年ではまだ俵が41%、かますが36%をしめていたが、48年には両者合わせて3%にすぎず、これに代って麻袋が49%、紙袋が41%となり、10年前には全くなかった合成樹脂袋も8%に上っている<sup>(7)</sup>。このため包装からの落ちこぼれは非常に少なくなった。しかし、それでも目減りがなくなったわけではない。日本穀物検定協会が48年産自主流通米について行なった検定結果は第2表のとおりである。

第2表 自主流通米の欠減状況

区 分	看 貫 個 数	欠減個数(%)	平均入れ目
麻 袋 (60キロ)	57,618	100(0.17)	482 <sup>グラム</sup>
か ます ( " )	2,656	15(0.56)	443
樹 脂 袋 ( " )	7,061	12(0.17)	474
紙 袋 (30キロ)	77,637	556(0.72)	284

(注) 日本穀物検定協会「昭和48年産自主流通米検定状況」

なお、47年に自主流通米制度ができてから、産地が再び信用と声価の維持を重視せねばならなくなり、県によって差があるが1俵につき300グラムから500グラム程度の入れ目を行なうよう生産者団体が指導している。表の欠減個数はそれにも拘わらず所定の重量に不足を生じた個数であり、平均入れ目とは実際に発生した筈の目減りを差引いても、入れ目があるためになお生じた超過分を

しめしている。

入れ目とは、目減りが不可避免的に発生する商品について、たとえば100の注文に対し100を発送したのでは95しか到着しないためあらかじめ105を発送する、その5をさしている。米に限らず目減りの多く出る商品にはつきもので、はるか昔から慣習的に行なわれてきた。封建時代の込米は領主が強権に基づいて徴収するのだから性格が違うが、それでも目減りを背景としている点は共通している。英語で *tret* というのは、昔ある種の商品100ポンド(風袋ぬき)につき、4ポンドを目減り分として添えたこと、すなわち入れ目のことだそうだ。

第2表から知られるのは1袋ごとの目減りである。しかし、破袋等によってまるごと失なわれたもの、水濡れ等で米としての使用価値を失なったものは含まれていない。自主流通米については資料が入手できないので政府管掌分について見ると、44年から48年までの5ヵ年合計で、倉庫保管中の亡失389トン、損傷1万1517トン、輸送中の亡失16トン、損傷145トンである。損傷は菓子原料、飼料等に格下げ処分されたものであるが、価格も米としてのそれに比べて8分の1あるいはそれ以下ということになると、品質低下と見なし得る限度をこえており、むしろ屑としての処分というべきだろう。これを含めた合計の1年当り平均は2542トン、60キロ入りに換算して約4万袋である。

輸送途中で目減りが生じた場合に、どこまで輸送業者が責任を負うかという問題が生ずる。質疑応答の形でまとめられている「荷物事故と損害賠償」と題する書物は、これについてつぎのように書いている。

「問 バラ積の如く、どれだけ減量したか確認又は推定することのできないときは、鉄道は荷主の主張をどの程度用いるのか。

答 大正7年5月24日の東京控訴院判決によれば、『包装の完全ならざる吸入及び数の明白ならざるバラ積の古鉄屑の運送については、その運送中滅失したる数量が全数量の100分の3を超えざる限り、運送人にこれが賠償の責任なきことは一般の商慣習なりとす』<sup>(8)</sup>といている。」

米とか鉄屑のように、誰が考えても落ちこぼれの多そうな商品以外にも、や

商品の目減り、品質低下と保管費用(白柳)

はり目減りは発生する。つぎの第3表は東京堀留の繊維問屋に関するトラック輸送途中の損害をしめしたもので、<sup>(9)</sup>総損害額は48年中に1506万円、調査票回収店の年間売上高約4600億円に比べれば率は低い。そのうえ自然的・技術的目減り(表の内容毀(破)損、紛失とあるのがほぼこれに当ると思われる)以外の分も含まれている。しかしほとんど落ちこぼれのなまそうな商品にも、なおそれが避けられない点に、むしろ注目すべきであろう。

第3表 繊維品の輸送途中における損害額(昭和48年)

区 分	事業者数	延回数	損害額
梱包毀(破)損	83 <sup>社</sup>	76 <sup>回</sup>	1,968,100 <sup>円</sup>
内容毀(破)損	11	11	717,600
紛失	103	132	11,682,250
盗難	3	6	628,000
交通事故	4	4	66,500
合 計	204	229	15,062,450

(注) 運輸省東京地方流通対策本部「問屋街の物流合理化」

### b. 品質低下

野菜・果物などの水分蒸発は、目減りと同時に鮮度喪失という形の品質低下でもある。しかし、この種の商品についてはビタミンの喪失がもっと決定的である。科学技術庁の調査によると、<sup>(10)</sup>野菜・果実の収穫後におけるビタミン含有量の変化は、品種、熟度および温度でことなるから一概にはいえないが、最も減少しやすいビタミンCは、アスパラガスを20°~25°Cで24時間おいた場合40%減、さやいんげん、ブロッコリー、ほうれん草を室温で24時間放置したさいには、それぞれ20%、50%、34~48%減の報告があるということである。つまり、見かけはそれほど激しく変わらなくても、実質的な品質低下は急速に進行しているわけである。このような有効成分の減少とは逆に、キズ、腐敗のよう

な、商品学者のいう欠点因子が増大する。これは魚、肉などの場合にとくに著しい。そうして一定の限界をこえれば廃棄処分、すなわち目減りに転化する。

以上のような、はっきり計測できる品質低下の前に、味や香の微妙な変化が起こる。生鮮食料品の場合は両者がほとんど併行しているが、加工食品ではその間に開きが生ずる。たとえば、あるきき酒テストの結果では、びん詰日本酒が一番うまいのはびん詰後3ヵ月目あたりで、それを過ぎると味が低下する<sup>(11)</sup>。かん詰食品で味の落ちない期間は、果物のシロップづけでまる3年、魚類、食肉類の味つけ、各種ソースづけで3～5年、コンビーフ、魚類の油づけ、魚類、野菜水煮で5年たっても味の変化はなかったという<sup>(12)</sup>。もっともこれはメーカー側の調査で、消費者団体などはその期間をもっとずっと短かく見ている。ことが味という、多分に主観的評価と関連する問題だから、簡単に決着はつけ難いが、いずれにしてもこれは味の保存期間であって、その後品質低下しながらもなお商品として通用し得る期間がある。単に毒にならないというだけなら、ロンドンで135年前の牛肉かん詰を食べた例もあるようだ。

繊維製品、紙製品などでは、汚染、変色、日やけ、破損が起こる。強固な金属、金属製品、機械類もキズや錆の発生、破損を免れない。人が生まれ落ちるや否や毎日24時間ずつ死滅しはじめるのと同じように、すべての商品は生産されてから消費されるまでの流通過程で、大なり小なり、時の歯によってかじられる。

## (2) 社会的 原因

### a. 目 減 り

ここで社会的原因による目減りというのは、平たくいえば窃盗のことである。車輛に積んである荷物を盗んだり、中味を抜き取ったりするのをその道の専門語で「源氏師」といった。あるいはプロの間では今でもそういうのかも知れないが、新聞・雑誌では全く使わなくなったし、犯罪白書では「車上ねらい」



となっている。源氏師の源氏は源氏車(御所車)から出たらしく、邦文和訳すれば「くるま師」ということになる。電車など乗り物の中で、乗客の携帯品を盗むことを専門とする「箱師」が、消費者から盗むのに対して、源氏師はまだ流通過程にある商品を盗むというところに違いがある。小売店頭からの万引きは、ほとんど毎日といってもよいほど頻々と新聞に報道されている。店頭での商品目減りは、万引きを監視する筈の店員自身の持ち出しによっても発生する。これを「鼠」という。この方が万引きよりはずっと捕まりにくいし、捕まえても世間ていをはばかって内々で処理してしまうから、外部からはどの位あるかさっぱり分らない。捕まらない場合の目減りは、みんな万引きのせいになってしまう。

大丸の再建に尽力した市島春城の「雙魚堂漫録」の明治42年3月2日の項につきの一節がある。「呉服屋の欠損は、なかなか少からぬものである。万引などは、高の知れたものであるが、店員の盗み出す高は、各支店を通じて五万円に上ると云う。僅に、一年五分の純益を産み出す様の商売に、コンナ巨額の欠損を生じて溜まったものではない。」<sup>(13)</sup>

「鼠」が横行すれば、江戸以来の歴史と伝統をほこる老舗の屋台骨も傾くのである。

48年中の窃盗件数は、侵入32万3085、乗り物盗り22万9018、非侵入窃盗42万1773で、非侵入窃盗のなかには、車上ねらい7万2373、万引き9万3936、すり2万378が含まれている。<sup>(14)</sup>以下、万引きと配給統制下の石炭盗奪組織について、すこし具体的にみておくことにしたい。

**万引き** ときどき発生するかなり大規模な窃盗は別として、ほとんど自然的・技術的目減りと同じ位の確からしきで発生する万引きに、小売商はたえず脅かされている。

万引きは間引きの音便という説(大言海)があるが語源は明確でない。いつごろからはじまったかも分らないが、多発するようになるのは、何と云っても

資本主義社会になってからである。ここではじめてすべての生産物が商品になったのだし、罪にかり立てられるような貧困家庭も大量に発生した。それに、技術的な側面からすると、店舗や売買技術の変化も重要である。昔は見せ棚といって、商家の道路に面したところに棚を置き、客の注文を聞いて奥から取り出してきた商品をこの棚の上で見せた。大きな呉服店などでは、畳敷きの広い売場に客をあげ、手代、丁稚を従えた番頭が応待した。商品はいちいち蔵から丁稚が運び出してきたのであって、これでは万引きの余地はなきそうに思える。

ところが、歌舞伎で有名な白浪五人男の三幕目浜松屋では、娘姿の弁天小僧と供侍に化けた南郷力丸が、万引きと見せかけ、これも店の番頭に化けていた日本駄右衛門と大芝居を打つことになっている。日本駄右衛門のモデルは日本左衛門(1719~1743)という実在の義賊で、延享4年に刑死した。作者の黙阿弥(1816~1893)はこれよりずっと後の人で、百年も前に万引きがあったかどうか知る筈はなからう。だが黙阿弥が死んだ明治26年には、今日の三越も大丸もみんなまだ座売り式の呉服屋だった。そのうえ、白浪五人男の初演は維新前の文久2年(1862)である。それで座売り式の呉服屋で万引きすることにして不自然でなかったところをみると、やはりその道のベテランはいたものと思われる。

しかし、商品の売買が頻繁かつ敏速に行なわれねばならなくなると、こういう悠長な商売のやり方では間に合わない。そこで店はお客が自由に出入りできるように改め、座売り式をやめて陳列式にし、店員がお客につきまとうこともだんだん少なくなった。これは洋の東西を問わず大体同じなり行きである。こういうわけで、万引きは資本主義とともに発展し、定着したといえるであろう。そうして、本職のベテランにまじって大勢の素人が登場する。

今日の百貨店では、多くの商品が陳列ケースの外に裸で山積みされている。それがお客の買気を誘うからである。場合によっては、マネキンを林のように立て並べ、天井からもいろいろぶら下げてわざとジャングルのような陳列をす

ることもある。見透しが悪くなれば、万引きが多くなるのは百も承知の上でこういうことをするのは、それによる売上増，利益増が万引きの損失を上廻るからである。

セルフサービスのスーパーマーケットでは、店員の目は百貨店よりずっと少ない。おまけに研究に研究を重ねた結果、棚の高さ、角度、照明、配置に至るまで、「手の短い人」の手までが素早く出るように工夫してある。ただ整然と並べるのではなく、ときにはわざと散乱させておくのが、自由に、躊躇なく手を出させるのに有効だというものそのような工夫の一つである。だからスーパーも一定率の万引きは覚悟の上で、収支計画の中にちゃんと織り込まれている。たとえ「手の長い人」の万引きがこのために多くなっても、セルフサービス制で人件費が節約され売上が伸びれば利益はかえって大きくなる。

百貨店やスーパーだけでなく、一般の小売店でさえ大なり小なりこういう身構えになりつつあるが、そこへ遊び場を失なった少年たち、ストレスで頭のおかしくなった大人たち、テレビの影響で感性的になり、自己抑制力を失なった人間が群がる。万引きは多くならざるを得ない。さいきんでは検事とか裁判長などのいかめしい肩書の人まで捕まっているが、とくに少年万引きの増加が著しく、過去10年余りの伸び率はちょうど経済成長率に見合った形という。

もっとも、金さえかければかなり「科学的」な防止法がないわけではない。値札に特殊な仕掛けをし、これを取りはずさないで持ち出すと出入口の万引き探知警報装置にひっかかる仕組みである。まるで空港入口でハイジャックの凶器をチェックするようなやり方だが、それがどこまで導入されるかは装置等に必要の費用と、それによって減少させ得る被害額との比較によって決まる。それに万引きをやる側が仕掛けに気づいて値札を捨ててしまえばせっかくの装置も役に立たない。

こういう「科学的」な仕掛けのあることを知らない日本女性が、一昨年ロンドンではオックスフォード通りのセルフリッジ百貨店で捕まり、禁固14日の実刑を科された。イギリスの裁判所が万引きに実刑を科したのはこれが初めてで、観

光客の万引きが多いためいわば見せしめのためだろうとされている。これに関連して1年に1ヵ月位は観光客をしめ出し、ロンドンっ子のロンドンにしてみたらなどの意見も出たそうだ。<sup>(15)</sup> 旅の恥はかき捨てということもあり、あるいは外人（イギリス人から見ての）による万引きは多いのかも知れない。だが捕まる率は勝手を知ったロンドンっ子の方がずっと少ない筈だから、捕まった者だけでどちらが多いと割り切ることはできまい。たとえロンドンっ子のロンドンにしてみたところで、しょせんは貧の盗みに恋の歌、おまけに万引きを一種のゲームとみなす風潮はあちらも同じだろうから、それで根絶できよう筈はない。

かつて日本商工会議所が実施したスーパーマーケットに関する調査には、「最近の損耗率（万引を含む）」という項目がある。損耗の起こる原因は複雑で、万引き、店員の「鼠」のほか、量りこみ、値札のつけ違い、伝票の書き間違い、仕入商品の数量不足など、きわめて複雑な事情の結果発生する。したがって万引きだけについていくらという計算はできない。捕まえた万引きの分は数字がはっきりしているが、これは商品が取り戻せるから損耗にはならないのである。とにかくその損耗率を対象1404店についてみると1%未満の店が334店（24%）、1～2%未満の店が336店（24%）、2～3%未満の店が322店（23%）となっており、3%未満の店が約7割をしめている。しかし中には6%をこえる店も46店あるのが注目されねばならない。この調査の行なわれたのはスーパーマーケット発展の初期で、今日では事態はもっと改善されているだろうが、この損耗率のかなりの部分が万引きによって起こっている。

なお、損耗率にかなりバラツキが大きいこととも関連があると思うが、万引き発生率が立地場所によって大きく違うという話を、専門家から聞いたことがある。だから、とりわけセルフサービス店の立地場所を選ばさいには、周辺のお客の数、懐ぐあい、交通の便などという誰でもすぐ気をつくおきまりの事項だけでなく、近所の人の「手の長さ」についても調査する必要がある、それを怠ったため開店早々つぶれたスーパーもあるということだった。

売場面積100平方メートル以上，その50%以上にセルフサービスを採用している店は47年に1万637店あり，年間販売額は約2兆4500億円である。いまかりにその1%が万引きにあったとすると，240億円から250億円にも達することになるがどうであろうか。百貨店や一般小売店の分まで含めた万引きの総額は，想像をはるかに超えた大きさであるかも知れない。

**サナ屋，タマ屋** 石炭は大量の重量物資がバラ荷のまま，各種の輸送機関（鉄道，本船，はしけ，トラックなど）を経由しながら長距離を輸送される代表的商品である。したがって，自然的・技術的原因にもとづく目減り，品質低下が不可避免的に発生する。途中で落ちこぼれたり，積みおろしのさい輸送機関内に残留するものの中には，全く失なわれて正真正銘の目減りとなるものと，荷後炭（にごたん）として回収され，格下げして販売されるものがある。貯炭場でも自然発火などで全く失なわれるものもあれば，衝撃，風化で粉碎したもののうち，篩下粉（ふるいしたふん）として回収されるものもある。何らかの形で回収されたものは，品質低下とみなされようが，大幅の格下げがなされる場合は，むしろ屑としての処分ということになる。

このような自然的・技術的目減りに窃盗が結びついている。あるいは，それを擬装に利用して窃盗が行なわれるという方がよいかも知れない。これはなにも石炭に限ったことでなく，他の商品も同じであろう。ただ複雑で長い経路をバラ荷で通過する石炭に典型的に現われるというだけである。もっとも泥棒にも採算はある。盗んだ石炭の販売価格が，窃盗のコストを差引いてなお「利潤」を残すほどに高くなければ，手を出す者はいない。石炭が黒いダイヤとして珍重された戦後の配給統制時代は，まさにそういう状況の下にあった。したがってこの種の窃盗が横行した。

いまこのことについて述べるのは，いささか時代錯誤の感を持たれるかも知れないが，程度の差はあれ，同様のことはいつの時代にも，またどんな商品にもつきまとうている。一つの典型的事例としての価値は失なわれていない。そ

こで以下、配炭公団管理局調査課「闇炭実態調査第二次報告」(港湾関係の部)によって京浜地区における窃盗組織の状況をうかがってみることにしよう。なお、ついでながらこの調査は、筆者が配炭公団在動中にそれこそ命がけのつもりで単身暗黒支配の地域に潜入し、幸い知り合うことのできた、はしけ船頭M氏の献身的な協力を得てようやくまとめることができたものである。当時扱っていたが、もう時効で発表してもさしつかえはないだろう。調査期間は23年2月末から3月末に至る約1ヵ月間である。

まず、盗炭組織の末端からはじめよう。

#### 〔サナ屋〕

石炭をはしけで輸送した後の落ちこぼれを普通サナ下と呼んでいる。サナとは、はしけの底板のことで、サナ下は船底に落ちた石炭の意である。サナ下は本来なら1隻のはしけでバケツに3~4杯とされているが、戦時中の酷使と資材不足で修復がおくれていたため、技術的にもサナ下は増加せざるを得ない状態だった。それに加えてヤミ組織の頭目である港湾ボスが、船頭に対する脅迫や買収を通じて故意にその増加をはかり、はしけ1隻につき3~4トン、多い場合には5~6トンにも上るサナ下を出させた。これを買い集めてボスの手に渡すのがサナ屋である。

これに似た手口としては、ボスが本船クレーンの運転手を買収し、たとえば100トン積みの指図に対して103トン位をはしけに積み込ませ、はしけ船頭とサナ屋に若干の金を与えて余計に積み込んだ分を横取りするというのがある。

#### 〔タマ屋〕

タマ屋とは、水没した石炭をタマですくい上げる商売で、一とタマに50~60キロ位の石炭が入る。当時日満埠頭には約1500トンの石炭が水没していると見られており、風雨のない日は毎朝7時頃、5トン積みほどの船約10隻がこの作業に従事していた。表面上は水没した石炭を回収する正業のごとくであるが、実ははしけから岸壁へ荷揚げするさい、仲仕に踏み板の上でわざとモッコを傾けさせ、落ちこぼれをふやしておくのである。むろん、なにがしの金が仲仕に

分配された。

〔ガンガラ引き〕

沖荷役のさい水没した石炭を、地引網に似た仕掛けで引き上げる作業で、これもクレーン運転手の買収を通じて盗炭が絡んでいるのは、タマ屋の場合と同じである。なお、潜水夫を使って引き上げることもあった。

〔頭っぱり〕

これはすでに純然たる盗炭で、はしけ船頭と盗賊が合意のうえ、暁闇にまぎれてはしけに積んである石炭を奪うのである。山形になった石炭の頭の部分をはねて行くのでこの名がある。

〔海上ギャング〕

船頭と合意でないところが、頭っぱりとことなる。5トン積みほどの発動機船を運転し、朝の3時から5時位までの間に、はしけから盗炭し、船頭が気付いても平然と居直り掠奪をやめない。

つぎに、船頭M氏に依頼して作成した「群盗横行の実相」の一節をそのまま引用する。

「以下の記録は、はしけ船夫Mの談話およびその手記の中から注目すべきものを摘記したもので、昭和23年2月初旬から3月中旬に至る約1ヵ月間に彼が目撃せる事実である。しかもこれはただ1人の体験であり、同期間内に行なわれた盗奪の片鱗にすぎないものである。

——2月初め——

頭っぱりの現場を見つけて止めに行ったら、『何の用があってきた』と脅かされた。身分を名乗って船の名を見ようとすると、盗賊は千円出して黙って帰ってくれといった。金は受け取らず、船の名だけ見てきたが(F-a丸5号、発動機船)、頭っぱりは止めることができなかった。盗賊は山本と名乗っていたが、言葉のなまりで××人たることは確実である。

——2月8日——

10号F-b丸が頭っぱりをやっている現場を見た。その量は約8トン位であ

った。

— 2月19日 —

本船F—c丸出港にさいし、清掃船と称し発動機船（推定積載40トン）、同夜9時より12時半までの間に、正炭約28トンを公然積載せり。これが船長は牛塚と称し、ヤミ石炭の首領と見らる。そのさい本船のクレーンを使用しおれり（Mの手記、原文のまま）。F—c丸は20日旧三井埠頭を出港した本船。

— 2月20日 —

3号F—d丸、本船F—e丸船側にて頭っぱりす。この盗賊は子安方面のタマ屋なること明確なり。小型発動機船2隻、頭っぱり推定トン数10トン弱、午前3時～4時の間、人数約7名（原文のまま）。

はしけ船頭は船の型、装置、乗組員の言葉で、どこの船か正しく見分けることができる。子安方面のタマ屋とはこのようにして推定した。

— 同日 —

K23号はしけ船へ約4隻の小型発動機船盗団襲来す。但し船夫柳田初太郎の機智により事なきを得たり。この盗団は鶴見生麦方面のタマ屋なり（原文のまま）。

船夫の機智とは次の事をいう。即ち柳田は盗賊に対し恰も内通する如く装い、『本日は武装警官10名が船艙にかくれている』といてあざむいたのである。午前3時～4時の間。

— 2月21日 —

2840F—f丸船夫某は××人と結託し、約8トンの石炭（炭種夕張、鶴見ガス行き）を頭っぱりしたが、翌朝京浜運輸労組幹部に発見された。しかし彼は家族多く、窮乏その極に達し、子供も普通の学校へあげられず水上学校へ通わせている現状なので、幹部も情状を斟酌し今回限りという約束で内済にした。但し石炭と金は元へ戻した。船頭が受取っていた金は6,000円でトン当り1,000円にもついていない。

— 2月25日 —



5時頃、F—g丸1号、F—h丸に小型発動機船約5隻(何れも5トン未満)船腹に横づけし、石炭を強奪するを発見せり。この集団は子安生麦方面のぞくにいうタマ屋と称するものなり。推定被災トン数各1隻当り8トン計16トン、炭種夕張炭なり(原文のまま)。

この場合、両船とも船頭が船に乗っていたというから頭っぱりであろう。

— 3月3日 —

F—i丸7号、石炭約7トン船長連絡の下に盗炭す。小型発動機船1隻、盗賊約6名、大島鋼管内において行なわる。午後8時より終了10時。船長を呼びつけ、嚴重説諭し石炭をもと通りF—i丸へ積載す(原文のまま)。

— 3月12日 —

鶴見ガス会社はしけ船繋留岸において、推定積載50トンの発動機船および小型発動機船(3名乗組)襲来す。呼子三声吹き懐中電灯を照せる為、事なきを得たり(原文のまま)。

以上のうち、頭っぱりと海上ギャングを別とすれば、他は技術的にやむを得ず発生する目減りと絡み合ったものであり、したがって形式的にはすべて神奈川県、東京都の両石炭協会に集中され、そこから粉炭5級相当の価格で配炭公団へ売り渡さるべきものであった。石炭協会は、石炭の生産者、移輸入業者ならびに販売業者、指定仲買団体、および協会の運営上とくに緊密な関係を有する者を会員とし、「石炭運搬ノ用ニ供シタル船舶ニ残留又ハ船車ヨリ墜落シタル荷後炭ヲ会員各自ニ於テ蒐集シ他人ヲシテ之ヲ為サシムベカラズ。会員各自ニ於テ蒐集セザルトキハ無償ヲ以テ協会ニ譲渡スベシ。石炭荷役ノ際其ノ場ニ於テ蒐集セザルトキハ協会ニ譲渡ノ意志ヲ表示シタルモノト看做ス」という規程の下に、「石炭取扱艦船ノ清掃、荷後炭ノ蒐集並ニ其ノ処分及之ニ附随スル一切ノ事項」を主たる目的として設立されていた。しかし、調査の結果では、協会自身の持ち船、従業員はほとんどなく、実際の作業はすべて前記サナ屋、タマ屋によって行なわれていたのである。そうして、彼等の集収した石炭のうち、協会から配炭公団へ売り渡されたものはほんの微々たる数量で、大部分は

ヤミ市場へ流れていた。これを目減り（盗炭を含む）種類ごとに種々の角度から計算し、当時、私はごく控え目に1ヵ月8000トンから1万トン、東京湾入着炭の約5%と見積った。年間10万トンといえ、ちょっとした炭鉱が東京湾に出現したのと同じである。

## b. 品質低下

社会的原因による品質低下は、大別して二つの型に分かれると思う。

一つは、よりすぐれた性能を持つ同種の商品、または代替商品の出現により、従来の商品の物理的、化学的、幾何学的の属性には何の変化も起こっていないのに、相対的には品質低下が起こったのと同じ結果になる場合である。竹製品に対するビニール製品、たらいや洗濯板に対する電気洗濯機、氷冷式冷蔵庫に対する電気冷蔵庫、ラジオに対するテレビ、白黒テレビに対するカラーテレビ、天然繊維に対する合成繊維、火鉢に対する石油ストーブなど、こういう例はまだいくらでもあげることができる。

第二は、流行おくれとなった商品の場合である。ネクタイの幅が太かろうと細かろうと、靴の先が尖っていようと丸かろうと、あるいはスカートが長かろうと短かろうと、第一の場合のような客観的な性能の差は何も存在しない。それは人間の同調性と個性性がつくり出す——そして企業によって増幅されたり、故意につくり出されたりする——主観的評価の変動である。したがってまた、ある周期を以てかつての流行が復活したりする。こういう復活は第一の場合のような本来の「道徳的磨滅」をこうむった商品には、骨董として生まれ変わる以外にはあり得ないことである。

## (3) 偶然の事故

商品の目減りや品質低下は、風水害、地震、落雷のような天災、車輛の衝突・転覆、船舶の沈没・座礁、火災、爆発、ついでいざいざ大問題となったタン

クからの重油流出のような事故によっても発生する。この場合には、その場所にあった商品全部の消滅、品質低下も起こり得る。この種の目減りと品質低下は、自然的・技術的原因にもとづくそれと同じであろうか、それとも区別して考えるべきものであろうか。

事故による目減りは、商品の肉体が、使用価値が消滅するという点では自然的・技術的目減りと近似し、窃盗のような社会的目減りと違っている。それからまた、自然的・技術的目減りも1件1件について子細に見れば無数の偶然によって作用されており、だからこそ目減りの率もそのときどきで実際には少しずつ違ったものとならざるを得ない。とすると、ここで取り扱う偶然の事故と本質的には何の区別もなさそうに思える。たしかに、偶然の事故も相当の長期間について平均的に見れば、ある確率を以て発生するのであって、そのため損害保険料の計算も可能になる。しかし、両者の間には偶然の作用する範囲に質的な差があることが注目さるべきであろう。このことが、商品の価値との関係上、ことなる取扱いを必要とする根拠になるものと私は考えている。事故による品質低下が、通常発生する自然的・技術的なその範囲を超えた場合も上記目減りと同じである。

商品所有者の目からすれば、目減りや品質低下がいかなる原因によって生じたかはどうでもよいことである。ただそれによって利潤が失なわれないということだけが彼等の関心事である。

そこで商業計算上は、ありとあらゆる種類の目減りや品質低下によって見込まれる減損を、当然原価に加算すべきものとしている。たとえば、アメリカの小売業教科書にはつぎのように書かれている。

「値入れ (markup) は価格決定の単純な機械的方法として利用できると考えてよいだろう。すなわちつぎのとおりである。店主は過去の記録によって、彼の営業費が売上高の29%、利潤は売上高の3%に等しいと決める。そうすると、売上高に対して32%の粗利益が確保できるように値入れを行えば、コストをつぐない利潤を得ることができるだろう。しかしこの場合、最初の値入れ

率は、32%よりもう少し多くなければならない。というのは、在庫中の商品は値下げしたり盗まれたりするかも知れないからである。そのうえ商店では通常店員に割引きで売る政策をとっている。たぶん減損（値引き、不足高、店員への割引き）は、全体で売上高の6%と見積られるかも知れない。そこでつぎの式が使用される。

$$\text{最初の値入れ率} = \frac{\text{粗利益率} + \text{小売損耗率}}{100\% + \text{小売損耗率}}$$

店主はつぎのような、最初の値入れ率を得る。

$$\frac{32\% + 6\%}{100\% + 6\%} = \frac{38\%}{106\%} = 35.85\%$$

こうして、32%の粗利益を得るには、最初の値入れ率は36%とする必要がある。<sup>(18)</sup>」

以上のような商業計算をただの現象として、実務上の問題として見るならばまことに当然であって何の不思議もない。しかし商品の価値どおりの交換を前提として成り立っている経済学の立場からはどう解釈すべきであろうか。理論は本質的なもの、基本的な法則を明らかにするのであって、個々の瑣末な現象や、法則からの部分的偏倚は問題でないという人がもしあるとすれば、それは理論の無効を自ら表白するのと同じである。

流通過程で不可避的に発生する目減り、品質低下、それに対する商業上の計算が、商品の価値とどのような関係にあるかを考えるのは、次項の課題である。

注(1) 科学技術庁 食生活の体系的改善に資する食料流通体系の近代化に関する勧告 昭和40年 29ページ

(2) 大阪商工会議所 商品コスト分析ハンドブック 昭和42年

(3) 全国農業協同組合中央会 生鮮食料品に関する販売店調査報告書 昭和48年

(4) 電気事業連合会 電力事業便覧 昭和49年版 60ページ

(5) 東京都庁 東京の水道 昭和49年 6ページ

(6) 農商務省 地方産米に関する調査 昭和5年 334ページ

- (7) 食糧庁 農産物包装の使用状況 各年分
- (8) 青木繁 荷物事故と損害賠償 昭和34年 120ページ
- (9) 運輸省東京地方流通対策本部 問屋街の物流合理化 昭和49年 69ページ
- (10) 科学技術庁 前掲書 113ページ
- (11) 日本経済新聞 昭和49年12月9日号
- (12) 同 昭和50年1月8日号
- (13) 大丸 大丸二百五十年史 昭和42年 247ページ
- (14) 法務省 犯罪白書 昭和49年版
- (15) 朝日新聞 昭和48年8月18日号
- (16) 日本商工会議所 わが国におけるスーパーマーケットの現状 昭和38年
- (17) 一般小売店の中で万引きが多いのは本屋である。49年の書店販売額6336億円の1%から1.5%，63億から95億円が被害にあっているものとみられている（日経流通新聞，昭和50年3月3日号）。
- (18) Duncan & Phillips, Retailing, 1967, p. 468

## 2. 目減り，品質低下と価値

前項で流通部面における商品の目減りと品質低下が，いかなる原因によってどの程度起こるかということ概観した。つぎに，このような目減りや品質低下が，商品の価値・価格とどう関係にあるかという点に進もう。

これについてまず想起されるのは，生産過程において発生する原材料の屑と，生産物の価値との関係に関するマルクスのつぎの記述である。

「ある生産手段は，労働過程には部分的にしか入らないのに，価値増殖過程には全体として入りうる。綿花を紡ぐにあたって，撚糸にはならないで綿屑にしかならないものが，毎日115ポンドについて15ポンド出るものと仮定しよう。しかし，この15ポンドの廃物が標準的であり，綿花の平均加工に不可分であるとすれば，撚糸の要素をなさない15ポンドの綿花の価値が，撚糸の実体をなす100ポンドの綿花の価値と全く同様に，撚糸の価値に入る。100ポンドの撚糸を作るためには，15ポンドの綿花の使用価値が屑とならざるをえない。したがって，この綿花の廃滅が撚糸の一生産条件である。まさにそれゆえに，それはそ

の価値を燃糸に移すのである。このことは、労働過程のすべての廃物にあてはまる。少なくとも、これらの廃物がふたたび新しい生産手段を形成せず、したがって新しい独立の使用価値を形成しない程度においては<sup>(1)</sup>。生産物の実体とならないのに価値だけが移転するという関係は、労働手段の磨損分についても同じである。

これと同じ論法によって、流通部面で起こる目減りや品質低下の場合も、使用価値とともに価値が無条件で消滅するのではなく、標準的——その意味は追って考えることにする——なものであれば、回収され、格下げ品等として販売される部分を除いて、生き残った商品に価値を移転し、したがって価値総額は減少しないと考えられないであろうか。

これに対して、原材料屑の価値が製品の価値に入るのは生産過程の内部だからで、流通過程の減損には当て嵌まらなないと、はじめから決めてかかる必要はないと思う。周知のとおり輸送、保管のような流通部面に延長された生産過程があり、減損はこれらの生産過程に伴う屑と解することもできるからである。そうかといって、どんな種類の減損も、標準的でさえあれば生き残った商品に価値を移すというのも早計にすぎる。以下、減損の種類別にこの点を検討することにしたい。

## (1) 自然的・技術的原因

### a. 目 減 り

この種の目減りは何よりもまず商品の場所変換、すなわち輸送・荷役に伴って発生する。

いま、1個10、全体で1000の価値ある100個の商品を、A地点の売手からB地点の買手へ輸送する場合、標準的な目減りを5%とするとBに到着するのは95個である。そのさいもし目減りした5個の価値が使用価値とともに消滅するのであれば、輸送費の追加は別として、価値総額は950に減少する。この減少

した50の価値は売手の損失となり剰余価値からの一控除を形成することになる。しかしそうだとすると剰余価値はすべて資本家の懐に入るわけではなく、目減り相当分だけたえず社会に還元されていることになる。資本主義であろうと社会主義であろうと、輸送に伴うなにがしかの目減りは不可避であり、再生産のため社会的に必要な費用であるのだから。

そういう解釈では階級間の敵対関係があいまいになるというような、政治的考慮を別にすれば、本当にこういう形で剰余価値が社会へ還元されているのなら、それはそれで大いに結構である。しかし問題を純粋に経済的に考察しても、それでは価値どおりの交換が成り立たなくなってしまう。

売手は1000の価値ある商品を発送したのであり、途中で生ずる目減り——標準的な範囲内の——は彼の責任ではない。1000相当の代金を要求するであろう。しかし買手に届く商品は全体で950の価値しか担っていない。したがって彼は950の支払いにしか応じないであろう。それにも拘わらず、もし買手が1000支払うとすれば、商品は価値以上に買われることになり、逆に売手が950しか要求しないとすれば、彼は価値以下で売ったことになる。

実際の商取引においては、目減りを考慮して入れ目が行なわれる。つまり100個の注文に対して目減りが5%予想されるなら105個強を発送し、それ相当の代金を、1個10なら1050を要求し、買手もまたその支払に応ずる。ということは、失なわれた商品の価値が生き残った商品の価値に移転し、100個で1050の価値を担っているものと考えざるを得ない。<sup>(2)</sup>ここでA・B間の輸送費を考慮に入れることにし、それがたとえば100であるとすれば、到着した商品の価値は1150となるであろう。

以上は売手と買手の間の輸送を例としたが、同一所有者がA地点の倉庫からB地点の営業所へ商品を移すさい生ずる目減りについても全く同様である。もしB地点での競争が目減り商品の価値移転を許さないほど激しければ、Aからの発送は通常行なわれないであろう。

輸送をはなれた倉庫内部(商人の店頭にある場合も同じ)においても、拼つ

け、拼がえに伴う脱漏、破損、蒸発、あるいは虫害、鼠害などにより、ある程度目減りは免れない。これはどう考えるべきであろうか。

過剰在庫は別として、正常在庫だけを考えることにしよう。この場合も、もし目減りが商品所有者の損失となるのであれば、売手たちはそれを免れるため、通常必要な水準以下に在庫を圧縮しようとするであろう。だから何らかの事情で生産の速度が高まらない限り、品不足が起こって価格は騰貴する。しかも買手は十分な商品を確認することができない。他の事情が不変であれば、売手が圧縮する分だけ買手が在庫の積み増しを行なっているのでなければ、再生産はたちまち混乱におちいる。だが、在庫が売手から買手に移されたからといって、それで目減りがなくなるわけではなく、こんどは買手がその損失を負担することになるであろう。それなら、はじめから売手の手中で生ずる目減り分——標準的な——を加えた価格で買い取っても結果は同じである。しかもそれが価値以上への価格引上げでなく、目減り商品の価値移転によるものであるのは、輸送途中で生ずる目減りの場合と変らない。何らかの保管労働が加えられない在庫はあり得ず、したがって一切の減損は保管という生産過程に伴って、あるいはそのような生産過程にも拘わらず発生するのであるから。

## b. 品質低下

商品の品質低下によって価値がどうなるかということを論ずる前に、まず品質と価値の関係について若干述べておかねばならない。

商品の品質は、商品学者によって客観的要素と主観的要素（ならびにその中間的要素）に大別されている。これらがそれぞれさらにいくつかの因子に細分されるのであるが、概していえば、客観的要素とは商品それ自体が客観的にそなえている性状・性能、たとえば、大きさ、長さ、有効成分の種類・含有率、密度、色、粘度などをいう。客観的要素にはほかに欠点因子というのがあって、これにはキズ、汚損、不均斉度、変形、変質、虫害、腐敗などが含まれる。これに対して主観的要素とは、意匠、デザイン、スタイル、柄、風合（ふ



うあい)などを指している。主観的要素といっても単なる空想の産物ではなく、やはり客観的要素によって構成されてはいるが、その良し悪しが心理的な評価に大きく依存しているということであろう。

さて、このような品質と、価値の大小とはどのような関係にあるであろうか。客観的要素についていえば、一般により高い品質はより多くの労働を表わすといえるであろう。純金を得るには18金に対するよりも多くの生きた労働、ならびに労働手段に対象化された過去の労働を必要とする。したがって純金はより多くの価値を有し、より高い価格で売買される。この種の品質は自然的・技術的原因によって、すなわちさきに述べた商品の性状・性能の変化と欠点因子の増大に伴なり有用性の喪失につれて起こるが、また、社会的原因によっても発生する。よりすぐれた性能を持つ商品がつくられた場合、旧商品の品質が相対的に低い評価を受けるようになるのがこれである。

主観的要素にもとづく品質は、たとえばよりすぐれた意匠、デザインが、より多くの労働またはより熟練した労働の結果である場合のように、より多くの価値を表わすこともあるが、全く主観的な評価だけに依存することもあり得る。どちらにしてもこの種の品質は自然的・技術的原因によっては低下しない。クリスチャン・ディオールのデザインに係る婦人服が、泥でよごれたり変色したりすることはあっても、それは商品の肉体、客観的要素についての品質低下であって、デザインそのものが泥まみれになったわけではない。したがって、主観的要素についての品質低下は、ただ社会的な原因によってのみ、相対的な形でのみ生ずる。

ここでは、自然的・技術的原因による客観的な品質低下が問題である。

品質の高低が、商品に対象化されている労働の大小に還元できるとすれば、品質低下はとりもなおさずその労働の、価値の喪失を意味する筈である。だからたとえば、青果物の含有する水分やビタミンが減少し、キズが発生するにつれてその価値が減少する。このことは、鮮度の低い青果物は高いものに比べて安価に売られるのだから、いかにもたしからしく見える。だが、もしそれが

正しいとすると産地で1000の価値ある大根を仕入れた商人は、品質低下につれて市場では、たとえば900で売らねばならないであろう。それではこの種の営業が成り立つ筈はない。青果物のように品質低下が顕著でない商品も、時の経過につれて品質低下の起こるの避けられない。とすると商品の値札は毎日、毎時間書き変えられるべきであり、それが行なわれていないのは売手の怠慢で、価値からの価格の乖離を意味することになるであろうか。そうではなくて、品質低下が一定の標準的範囲内にある限り、商品の価値は減少しないと考えるべきであろう。

つまり、ある青果物について90%までの——そういう指数化は非常に困難で事実上は仲買人の経験とカンにもとづく評価によることになるが——低下が標準的であるとすれば、ここまではすべて100%のときと同じ価値を担う。もちろん90%の品質と95%ないし100%のそれとではことなる価格がつけられることもあるが、品質保持に特に多くの費用が投ぜられた結果でない限り、高級品の供給が少ないか、高額所得者の需要が集中したため価格が価値以上に釣り上げられたことを意味すると思う。標準的な限度の90%をこえて品質が低下すれば、その程度に応じて、当然価値が失なわれる。

## (2) 社会的 原因

### a. 目 減 り

商品の目減りが、前記のような自然的・技術的原因によるものか、窃盗のような社会的原因によるものかは、商品所有者の目から見ればどうでもよいことである。したがって商品の値入れにさいしては、この両者を区別することなく経験的に知られている一定の率の金額が原価に対して加算される。

たしかに、目減りが本物の鼠によって起ころうと、それとも「頭の黒い鼠」のせいであろうと、一見したところ本質的な差異はなさそうに思える。しかし、これにはつぎのような根本的な違いがある。

1. 窃盗は私有財産制の社会に特有の現象であって，輸送や保管それ自体の必然的な条件ではない。

2. 万引きのような日常的に起こる窃盗はともかく，やや大規模なものはある資本家が被害を受けても他の者はそうではない。また被害の額もそのときどきで大幅にことなる。

3. 決定的な違いは，自然的・技術的目減りの場合は使用価値が消滅するのに，窃盗の場合はそうでなく，したがって価値もまだ残されているということである。盗品の使用価値が消滅するのは盗人が消費したときであるが，彼は自ら消費する代わりに他へ転売することも可能であり，そのときには盗品の使用価値ならびに価値が消滅していなかったことが目に見えて明らかとなる。

だからもし窃盗によっても，目減り商品の価値が難を免れた商品に移転するとするならば，社会的には価値総額が増加したことになり，窃盗もまた一つの生産的労働だという，甚だ奇妙な結論に到達してしまう。自然的・技術的目減りの場合は，消滅した商品から生き残った商品へ価値の移転が行なわれ，窃盗の場合は，商品所有者から盗人への商品そのものの暴力的移転が行なわれる。

したがって，個々の商品所有者が商品の値入れに当って両者を区別することなく原価に加算するにしても，自然的・技術的目減りに相当する部分は価値移転の反映であるのに対して，後者は損失を補填するための剰余価値からの一控除を意味している。この控除分は現実にもし盗難にあわなければ，準備金として蓄積されることになる。それを資本家相互間でプール計算するようになったのが，盗難保険であるといえよう。

## b. 品質低下

社会的な原因による品質低下が客観的要素についても，主観的要素についても起こり得ることは，さきに指摘したとおりである。どちらも相対的な品質低下であるが，以下それぞれについて検討してみよう。

客観的要素についての相対的な品質低下は，同じ商品に改良が加えられた

り、性能のすぐれた代替商品が出現したため、物理的磨滅とは別に既存商品の価値が失なわれることをいう。

これが典型的に現われるのは生産過程にある機械の場合である。機械の価値は一定の耐用年数に従って減価償却相当分が生産物に移されるが、より優秀な機械が開発された結果、生産物の市場価値が低下すれば、このような減価償却は不十分にしか行ない得なくなる。これは生産過程にある機械そのものの価値がそれ相当分だけ失なわれたのと同じである。

価値喪失は、生産過程で稼働している旧機械についてだけ起こるわけではない。機械メーカーの在庫、または商人の在庫として、同じ旧機械が流過程にあるとすれば、その全部に影響が波及する。なぜなら、新たにこの機械を買い入れた人も物理的な寿命を終るまでに減価償却をすませることはできない——生産物の市場価値がそれに必要な水準より低くなっている——からである。

以上は新機械によって生産物の市場価値が低下する場合であるが、より精度の高い旋盤が開発されたときのように、生産物の品質が向上した場合にも結果は同じであろう。問題を単純化するために、新・旧生産物に実際に対象化されている労働の分量は変わらないものとしよう。それでも新製品が少量しか出廻らない間は、一種の独占状態にあるため、旧製品に比べてより高い価格で取り引きされる。だが新製品が多く出廻るにつれて価格は次第に低下し、本来の価値水準に帰着するだろう。同じ価格水準でよりすぐれた商品が流通しはじめたのだから、旧製品の品質は相対的に低下し、それに応じて価値が失なわれる。これは一時的な市場価格の価値からの乖離ではない。旧製品が競争に破れて絶滅するまで続くのだから、それ相当の価値喪失である。製品面でのこの事情が労働手段に反映し、前の場合と同様「道徳的磨滅」を、一定の価値喪失を呼び起こす。

消費財については、客観的要素のほかに主観的要素が大きな役割を担っている。商品は人間のなんらかの欲望を充足させる外的対象であるが、そのさい欲望が「胃の腑から出てこようと想像によるものであろうと、ことの本質を少し

も変化させない<sup>(3)</sup>」という場合の、「想像によるもの」がこの主観的要素を意味している。この関係を利用して、耐久消費財では実質の伴なわないモデルチェンジが頻りに行なわれる。これを計画的陳腐化、廃物化と呼んでいるが、とにかくモデルチェンジが成功すれば旧製品の相対的品質低下が起こり、それにつれて価値も減少する。物理的にはまだ使用に耐えるものが、ゴミとして家庭から廃棄されるし、なお流通過程にあれば捨て値で処分されることもある。

「商品は、ある新しい労働様式の生産物であって、これは新しく現われた欲望をまず充足させるためになされたものであるかもしれないし、あるいは自分の力で、欲望をまず呼び起こそうとするものであるかもしれない。……生産物は今日は社会の欲望を充足させる。おそらく明日は、これは、全くまたは部分的に、他の類似の生産物種によって、その地位から追われるかもしれない<sup>(4)</sup>」。

流行商品の場合は、もっぱら主観的要素に関連して相対的な品質低下が起こる。流行は一定の、ときにはかなり長期にわたる期間をもって循環する。しかし、自然的・技術的な目減りや品質低下が起こるから、旧商品はその期間持ちこたえることはできないし、たとえ昔の流行が復活しても、すべて同じというわけには行かない。したがって流行が変われば従来の商品は大幅に品質低下し、場合によっては無価値に帰する。

### (3) 偶然の事故

自然的・技術的な原因による目減りと品質低下は、程度の差こそあれいつでも、また誰もが避けることのできないものであるが、偶然の事故はそうではない。ここに価値観点から見た場合の両者の根本的な違いがある。

自然的・技術的原因による減損は、流通過程が時間と空間の制約を免れない以上、その一条件となっているのであり、そのため標準的なものである限り使用価値の減損にも拘わらず価値は保存され、剰余価値からの控除となることはない。ところが偶然の事故はそうではない。ある商品所有者が、「私の貨物は

鉄道事故で半分に目減りした。だから残りの半分は2倍の価格で買ってもらわねばならぬ」といったら、買手はどう答えるであろうか。たぶん、そっぽを向いていうだろう。「それは重々お気の毒だ。しかし、私は慈善家ではないので、あなたとの取引はやめにして、誰かほかの売手をさがすことにしましょう」と。

あるいは、売手が大きな事故を予想して、あらかじめ価格を引き上げてみても、ほかに安く販売する競争者がある限り、売れる心配はまずないだろう。自然的・技術的目減りの場合にそれができるのは、売手全部がそうするからであり、そうするかしないかについての競争がないからである。偶然の事故について、いくらそういう計算をやってみても世間には通用しない。だから事故の損害は剰余価値から補填するほかないのであって、損害が大きければ剰余価値全部を当てても足らず資本の一部にくい込み、場合によっては破産を免れない。もしそういう事態を免れようとすれば、資本家はあらかじめ剰余価値の一部をさいて、準備金として留保しておかねばならない。この準備金をプールし、多数の資本家が損害を分担する仕組として損害保険が発達した。もし自然的・技術的減損と同じに、この種の減損も残った商品に価値を移転するのであれば、そもそも保険という機構が考案される必要もなかったであろう。損害保険料は一定の率に定型化されているので、個々の資本家にとっては生産費用とならんこととなることなく、原価に加算されて商品の価値・価格を形成するように見える。しかし、そういう計算を通じて剰余価値からの控除が行なわれているのは、社会的原因による減損の場合とことならない。

だが、偶然の事故による減損は、社会体制と直接拘わりがないという点では、窃盗などとことなる。社会主義社会でも事故による減損は免れ得ない。が、社会主義だからといって事故が生産的になるわけではないから、これを補填するための基金が必要であろう。そういう点からすると、直接的には資本家の損失補填に向けられるとはいえ、間接的には剰余価値の一部が社会的に必要な再生産維持費に当てられているということになる。しかし、損害保険が広

く普及し、大多数の資本家が加入するようになるとともに、商品価格は保険料だけ価値以上に引き上げられる可能性が強まる。保険を掛けるかどうかについての競争がなくなるからで、輸送業者が運賃に、倉庫業者が倉庫料に保険料を織り込み、しかも日本のように国家がこれらの料金を認可するという形で支払が強制される場合には、保険料の加算についてカルテルができたのと同じことになる。マルクスが、事故による損害が剰余価値からの控除となることを繰り返し説いているにも拘わらず、「資本主義的生産が発達し、それとともに保険業が発達するに至れば、危険の大いさは、事実上すべての生産部面にとって、同じである……。危険のより大きい部面は、より高い保険料を支払って、その補償を、その部面の価格で受取るわけである<sup>(5)</sup>」と書いたのは、このことを念頭においたからではなかろうか。

かくて、個々の資本家の損失であり、剰余価値からの控除であったものが、保険という機構によって最終消費者の負担に帰せられる。

以上、目減りと品質低下によって、商品の価値がどうなるかについて考察してきたところを概括しておこう。自然的・技術的原因による目減りが標準の限度内であれば、目減りした商品から生き残った商品への価値移転が起こる。したがって残った商品の1単位は、以前よりも多くの価値を担うことになる。同様に品質低下も標準の限度内であれば価値総額は変化しない。

社会的原因による目減り、すなわち窃盗は、商品所有者にとっては自然的・技術的原因にもとづくそれと同じに見えるが、社会全体からすると、さし当りはただ所有者の変更が起こったにすぎない。したがって以前の所有者の損失であり、盗まれた商品からの価値移転は起こらない。社会的原因による品質低下、すなわち「道徳的磨滅」や流行変化の場合には価値が失なわれる。この場合、旧商品は新商品によって市場から追い落され、全体として亡び行く運命にあるのだから、価値移転も価値の保存も行なわれる余地はない。それは、旧商品所有者の損失である。

偶然の事故による目減りと品質低下は、標準の限度をこえたそれであるか

ら、価値は失なわれ、商品所有者の損失となる。ただし損害保険の普及により、保険料相当分だけ価格が引き上げられて、最終消費者に転嫁される可能性が強まる。

商品の売手が値入れを行なうさいには、これらの間に何の区別もなされず、一括して一定の率の金額が原価に加算される。しかし、その一部は価値移転の反映であり、他の部分は損失補填のための、剰余価値からの控除を意味する。

### 3. 保 管 費 用

#### (1) 価値追加の範囲

##### a. 保管労働の種類

この小論のはしがきで、「保管労働は価値・剰余価値を生産する。この点については、異論をとこなえる人は誰もいない」と書いた。しかし、目減りや品質低下を種々の原因に分けて考察してきた今の段階では、この点が少しあやしくなってくる。

日常用語としての「保管」は、対象になる「もの」が自分の所有であろうと他人の所有であろうと、とくに区別はしていないと思う。ところが厳密にいうと保管は「規定または契約に基づいて、他人の物を預かって保護・管理すること。預かること」（三省堂新国語中辞典，広辞苑・広辞林・字源も同じ解釈）であるらしい。そうすると保管費用とは他人の貨物を預かった場合の費用だけを意味し、自家倉庫等で発生する費用は含まれないことになる。しかし、マルクスが「保管費用」について述べていることは、他人の物だけに当てはまるわけではない。ドイツ語の *Aufbewahrung* には「保管」のほかに「貯蔵」という意味があり、これなら誰がやるかには拘わりがない。だから本来の語義に忠実であろうとするなら、むしろ「貯蔵費用」とすべきなのかも知れない。しかしそうすると今度は、いかにも倉庫の中だけで発生する費用のような感じが強



くなる。どちらにしても難点があるわけで、結局日常的用法に従いながら、商品所有者自ら行なう場合も含むことをはっきりさせておけばよいのであろう。

保管労働は、生産、流通、消費の全過程に付随し、各種の労働と複合しながら遂行される。生産者も原材料や仕掛り品の保管を欠くことはできないし、製品在庫を持つ以上はやはりそれに対する保管を行なわねばならない。商人は倉庫の中の商品についてはもちろん、店頭にある商品についてもこれを行なっている。もし風雨や日光や、その他の有害な影響から商品を護らないなら、たちまち標準以上の目減り、品質低下によって大きな損失をこうむるだろう。個人的消費者に買われれば、もはや商品ではなくなるが、それでも最終的に消費つくされるまでは依然として保管労働が必要である。そのために冷蔵庫やタンスのような保管手段がある。生鮮食料品のためのコールドチェーン（低温流通体系）が、生産から消費に至る全過程について中断することなく形成されないと有効でないというのも、保管労働のこの普遍的性格を反映したものである。

以上は商品所有者自身が行なう保管労働を念頭においたのであるが、他人のための保管という場合、すぐ頭に浮かぶのは倉庫業者のそれであろう。しかし輸送業者も単にものの輸送を請け負うだけではない。輸送対象商品の保管についても責任を負っている。トラックの荷物が落ちないように綱をかけ、雨が降ればシートをかぶせる。輸送手段もこういう複合的な目的に適するように進歩してきた。冷蔵庫、冷凍車がただ位置の変換だけを目的とする手段でないのは、誰の目にも明らかである。同じことは、コンテナやパレットについてもいえる。これらは輸送手段であると同時に荷役の手段であり、また商品の破損や汚染を防止し得るといふ面からすれば、保管手段としても機能している。<sup>(6)</sup>要するに、保管費用にはこれら各種の部面にわたるものが、すべて含まれる。

それよりもっと重要なのは、目減り、品質低下がいろいろな原因によって起こるのに応じて、保管労働もまたことなる種類に分かれるということである。保管によって商品に価値・剰余価値がつけ加えられるという場合には、このすべてをさしているのであろうか。日常用語としての保管は、その間に何の区別

も設けていないように思われる。とすればすべての種類に当てはまることになる。それともどちらか特定の種類だけを指すのなら、今度は日常用語とは違った意味で使用されることになる。

自然的・技術的原因による目減り、品質低下に向けられた保管労働が、商品に価値をつけ加えるということには異論がなかろう。問題はそれ以外である。社会的要因、窃盗に対して商品を護るという行為は、商品の価値を高めるといえるであろうか。各種の保管労働は相互に絡み合っており、同一の設備や人員がすべてを兼ねるとするのがむしろ普通かも知れない。倉庫係は、自然的目減り防止と泥棒よけというように分かれてはいない。鉄の扉は風雨を遮断するとともに泥棒の侵入も防いでいる。しかし、百貨店やスーパーマーケットには、万引き発見を専門とする従業員がいる。この場合、もっぱら商品の売買に従事する店員の労働は商品に価値を追加しないが、万引き係の労働はそうするとはいえないと思う。この種の保管労働は商品に価値を追加せず、もし前の種類のそれと絡み合っている場合は一部の労働が価値を追加し、一部はそうでないというほかない。社会的原因による品質低下は、保管費用によっては防止できない。この種の損害を免れようとするれば、自ら先頭に立って既存製品の改良、新製品の開発を行なわねばならないが、この種の研究・開発費はむしろ生産費用に属する。

偶然的事故による商品の減損も、窃盗の場合と同様、剰余価値の中から補填しなければならない個々の資本家の損失である。それを減少させるための労働が商品の価値を増大させ、買手によって負担されねばならない理由はなきように思える。しかし保険を通じて事故の損失が社会的な負担に帰せられるように、この種の事故による減損を対象とする保管費用も、倉庫用建物や保管施設等に対する保険契約上の条件や、あるいは直接的な国の法的規制が一定の基準を要求するようになると、商品価格の引上げによって社会的な負担に帰せられる可能性が増大する。

まとめていえば、すべての保管労働が対象商品に価値を追加するのではな

く、自然的・技術的減損を防止するための保管労働だけであるといえよう。それだけ保管という言葉が日常的な意味より狭く使われることになる。

### b. 保管労働の大きさ

自然的・技術的減損に対する保管労働は商品に価値を追加するといっても、むろん無制限にはあり得ない。ではどこまでということになると、通常与えられる答は社会的平均的に必要とされる範囲でということになる。ところが、この社会的平均的ということの内容は非常に複雑である。

必要な保管労働の大きさは、商品の種類が違えば違う大きさとなる。これら各種の商品に同じ大きさの価値が追加されたのでは、技術的により多くの保管労働を必要とする商品は常に価値以下で売られ、反対の場合は価値以上で売られることになる。だから、社会的平均的という意味は、「特定の商品種類にとって」という限定を付されねばならない。

これはいわば常識で、別に問題はない。厄介なのは保管労働の大きさが、同一種類の商品についても、売買期間、輸送距離(輸送労働と保管労働がいかにか複合しているかはすでに述べた)によって変わるし、またこれらの条件をすべて一定としても、個々の企業の技術水準によって同程度の保管に要する労働量がことなるということである。

一定の時点における特定商品の在庫期間は、売買期間が偶然に変動するため商品所有者によっていろいろである。換言すれば、その時点までに投下された保管労働は、他の条件が同じとしても、ことなる大きさである。しかし、それはまさに偶然の結果であるから、長期的にみると商品所有者ごとの差は消滅するだろう。その限り、商品に価値を追加するのは、社会的平均的在庫期間に必要な保管労働であるといえる。しかし、現実には個々の商品所有者の売買期間は偶然だけに左右されているわけではない。立地場所、売買技術、在庫管理の巧拙によっても大きな影響を受ける。これにもとづく在庫期間の差、したがって保管労働の大小はそう簡単には平均に解消できないであろう。

商人の商品回転率に関する立地場所の優劣は、農業における土地の豊度のよう自然条件ではなく、社会的につくり出されたものである。しかし個別企業だけの努力でこれを変えることは容易でない。したがって在庫期間の差がこれにもとづく限り、同一の市場で競争関係にある商人にとって、商品に価値を追加する保管労働の大きさは、最も劣る立地場所のそれということになるであろう。それよりすぐれた立地場所では超過利潤が発生し、借地であればそれが差額地代に転化する。

在庫期間の長短は、保管労働の大小だけでなく、目減りや品質低下の程度にも影響する。そうであれば、これまでずっと使用してきた「標準的」という言葉も、直ちに社会的平均的という表現におき換えられないことになる。それはむしろ限界的企业の必要とする大きさであろう。<sup>(7)</sup>

売買技術や在庫管理については、ちょうど生産過程の技術をめぐるように、各企業が激しい競争を演じている。そこでは、すべての企業が最善の方法をとろうとする結果同一水準に帰着する傾向と、この水準を抜け出して超過利潤を獲得しようと努力するため、格差の生ずる傾向とが同時に作用している。したがって現実にはほとんど差がなくなることもあり得るし、逆に差が拡大することも起こる。前の場合には、この条件にもとづく在庫期間の大小、したがって保管労働や減損の大小にも差がなくなり、平均的というより一つの水準に帰着する。しかし、それよりはむしろ格差のあるのが普通である。そのさい商品に価値を追加するのが社会的平均的な大きさの保管労働であるか、それとも商品が需要される限り、同一の市場内で最も多くを要した企業のそれであるかは結論を保留しておきたい。<sup>(8)</sup>この点を別としても、上記のとおり限界立地場所によって追加価値の大きさが規定される限り、社会的平均的ということは、売買期間にもとづく保管労働と減損の大きさについて、そう単純には通用しないように思われる。

輸送距離の長短は、輸送の速度を同じとすれば輸送労働、これと複合して行なわれる保管労働期間の長短と同じことになる。売手と市場との距離は、彼が

農家であれば土地の位置によって与えられており、自由に変更することができない。したがって農家によって必要な輸送労働、それと結びついた保管労働の大きさに差が生ずる。農産物の価値に輸送・保管が追加する価値の大きさを規定するのは、市場の必要とする農産物を供給する農家のうち、最も遠距離の農家で、それより近い農家では超過利潤、差額地代が発生する。だからこの形で商品に追加されるのは社会的平均的な大きさの保管労働ではない。自然的・技術的原因による減損についても事情は同じである。

以上農業について典型的にみられることは、鉱山業や水産業はもちろん、本来の工業についてもある程度は当てはまる。

最後に、保管技術が保管労働と減損の大小におよぼす影響があるが、これについても、社会的平均が通用するか、あるいは市場が必要とする限り限界的な企業のそれであるかは、売買技術等にもとづく格差の場合と同様結論を保留しておく。<sup>(9)</sup>

以上のように、商品に価値を追加する保管労働と減損の大きさは、種々の条件によって制約されている。このうちある条件には、完全な自由競争を想定すれば社会的平均的という考え方が当てはまるとしても、他の条件はそうでない。もっともある条件では優位にある企業が、他の条件では限界的であることもあろうから、ある程度は相殺され得る。そういう意味でなら社会的平均的が通用しそうにも思えるが、このような総合を行なった後にもやはり格差は残るだろう。この格差は、平均化され得ないものを含んだ格差である。したがって、社会的平均的ではなく、むしろ限界的企業の保管労働と減損の大きさが市場価値を規制することになるのではなからうか。

### c. 保管対象の範囲

商品に価値を追加する保管労働の大きさは、社会的な再生産の見地からも制約されている。保管労働は、個人的消費者のそれを別とすれば商品在庫に対して加えられる。商品在庫は生産過程を出た商品が消費過程に入るまでに、一定

の流通期間が必要であるため形成されるのであって、その大きさは、生産と消費の規模および流通の速度に依存している。だからこれらが一定であるならば商品在庫の大きさもまた一定であろう。しかし、いろいろの偶然が作用するためこの大きさは絶えず増減を繰り返している。また地域的に見ても一時的な過剰と不足という不均衡が発生するだろう。必要な在庫水準は、このような時間的空間的偏差を社会的平均的に見た場合にその姿を現わす。商品に価値を追加する保管労働が、この種の在庫に必要な大きさであるというのなら、社会的平均的——保管労働の大きさも上記の在庫水準につれて変動するのだから——ということは、全くその通りであろう。

商品在庫は、資本主義的生産競争の結果、上記の水準をこえて常に過剰となる傾向を有する。それが顕著となるのは不況または恐慌の時期である。過剰在庫は社会的欲望を超過するものであり、その限り使用価値を失ない価値をも喪失する。この過剰在庫に保管労働を加えても、価値が追加されないのはいうまでもない。

## (2) 減損と保管費用の関係

従来、保管費用について多くのことが語られながら、それと目減り、品質低下との間の、価値観点からする関係については、ほとんど顧みられるところが多かった。目減り、品質低下で商品の価値がどう影響を受けるかということが不問に付されてきた——あるいは使用価値が消滅するのだから、当然それが担っていた価値も失なわれると考えられてきた——ことの当然の結果である。しかしこの両者はどうしても相互関連して取り上げねばならないものと思う。資本論の権威によりかかるつもりはないが、ちゃんと書いてあることにわざと目をつむる必要もないのでつぎに引用する。

「商品在庫が、与えられた社会的生産規模の上で商品在庫として存在しなければ、生産的在庫（潜在的生産原本）としてかまたは消費原本（消費手段の予

備)として存在すべき在庫の商品形態にはかならないかぎり、在庫の保存に必要な諸費用、したがって在庫形成の諸費用——すなわち在庫形成に費やされる対象化された労働、または生きた労働——もまた、社会的生産原本なり社会的消費原本なりの保管費用の転化されたものにすぎない。これらの費用によって引起こされる商品価値の増大が、これらの費用を、種々の商品の上に按分比例的に配分するのは、これらの費用が、商品の種類によって異なるからであるに過ぎない<sup>(10)</sup>」。

ここでは在庫形成の諸費用が商品価値の増大を起こすことがはっきり語られている。そこで問題は在庫形成の諸費用の内容で、「在庫形成に費やされる対象化された労働、または生きた労働」といい換えているところからすると、いかにも保管労働だけを指しているように受けとられやすい。しかし、目減りや品質低下も在庫形成に費やされる対象化された労働の中に含められ得るであろう。この引用文の少しあとでは、寸分の疑問の余地なくこう書いている。「在庫形成の諸費用は、(1)生産物量の量的減少(たとえば穀粉在庫のばあい)、(2)質の損傷、(3)在庫品の保存に必要な対象化された労働と生きた労働から成っている<sup>(11)</sup>」。いうまでもなく、(1)は目減りを、(2)は品質低下を、そして(3)は保管費用をさしている。この三つが在庫形成の諸費用であり、商品に価値を追加する費用であるとされている。

いま1個10の価値ある商品が100個あるとすれば総額は1000である。一定期間についてこれに50の保管費用を加えた場合の目減りを25%とする。保管費用も目減りの大きさも標準的なものであるという前提の下では、はじめ100個の商品が担っていた1000の価値は75個に目減りしても変わらない。これに50の保管費用が加わって価値総額は1050に増加する。その1個当りは75分の1050、14.0である。簡単にするためすべての企業が全く同じ条件の下にあるとする。そうすれば14.0がそのまま市場価値である。

そこへ特定の企業が200の保管費用を投じ、このため減損率が5%に低下したとしよう。この企業はまだ例外的存在だから、1個当りの市場価値は14.0の

ままである。これに95を乗ずれば1330となる。しかし個別価値は全体で1200、1個当り12.6だから130の超過利潤を手に入れることができる。この超過利潤をめぐって諸資本が殺到するであろう。その結果200の保管費用と5%の目減りが標準的となる。この場合1個当りの価値は、保管費用が増加したにも拘わらず、14.0から12.6へ低下する。保管費用が商品に価値を追加するという側面だけを見ていたのでは、こういう関係を理解することはできないだろう。200の保管費用を投じて、目減りがもし14.3%であるなら、1個当りの価値は14.0で以前と変わらない。目減りが20%にしか縮小しなければ1個当り価値は逆に15.0に上昇してしまう。だから、この例では目減りが14.3%以下となるような効果を伴うことが、50の保管費用を200に増加するための条件である。

以上は目減りの例について述べたが、品質低下と保管費用の関係はもっと隠微である。今度は目減りが一切起こらないものとしよう。そうすれば保管費用が増加すればするほど1個当りの価値も大きくなるのは明らかである。しかし、それとともにより高い品質が保持される。だから、品質をもし数字に書き換えて1個当りを計算すれば、実質的な価値は、さき目減りについてみたのと同様かえって低くなるといえるだろう。「値ごろ高」「値ごろ安」などの言葉に、こういう事情が反映している。しかし、1個当りの名目的な価格はどうしても高くなる。

保管費用は、多くの場合、目減りに対する分と、品質低下に対する分に分けて投下されるわけではない。したがって名目的な価格に対するその影響は目減り減少による引下げ効果と、品質向上に対する引上げ効果との、複雑な絡み合いの中で決まるということであろう。

注(1) マルクス資本論 向坂逸郎訳岩波文庫(二) 53ページ

(2) 入れ目分の代金は、値入れのさいにはじめから単価に織り込まれている。すなわち売手は100個の注文に対し、1個当り10.5の価格を提示する。ただし目減りはすでに倉庫のなかでも生じているだろうから、加算分はこれよりもっと多くなければならない。



- (3) マルクス前掲訳書(→) 67ページ
- (4) 同書(→) 189ページ
- (5) 同書(内) 330ページ
- (6) パレット(スノコ状の荷台で、これを用いるとフォークリフトによる機械荷役が可能となる)の効果の一つとして、耐火煉瓦の某社では従来1.8%あった破損率が0.7%に半減し、溶接棒フラックスの場合は、パレット使用前に15トン車(300袋)のうち6~8袋破損(2~3%)していたのが皆無となったという例があげられている(東京商工会議所 パレットプール制の基礎知識 昭和42年 12ページ)。
- (7) 商人資本がより速く回転することを可能にする諸条件が、「買うことのできる諸条件、たとえば販売場所の位置であるならば、彼はそれに対して特別の賃料を支払う。すなわち、彼の超過利潤の一部分は地代に転化される」(マルクス前掲訳書(内) 494ページ)。ここでは平均より高い資本の回転が超過利潤をもたらすことが述べられているのであるが、高い回転は保管費用と減損の縮小という廻り道によっても、地代に転化され得る超過利潤を増すであろう。
- (8)(9) 商品の価値は、その生産に社会的に必要な平均労働時間であるというマルクスの説に対して、高橋正雄教授は「資本論と経済学」(日本評論社 1974年)の中で、もしその商品が全部交換されることを前提すれば、平均労働時間でなく最も多くを要した生産者の、限界労働時間であると主張しておられる。
- (10) マルクス前掲訳書(四) 217ページ
- (11) 同書 218ページ